

## 京都市都市緑化推進功労者表彰実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第3条に基づき、住宅、事業所及び公共公益施設等で緑化の推進等、緑のまちづくりに尽力し、その業績が特に顕著であると認められる民間の団体又は個人（以下「団体等」という。）に対して京都市都市緑化推進功労者表彰（以下「表彰」という。）を行うに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当し、特に顕著な実績があり、その活動が市民の模範となり、推奨できる団体等とする。

- (1) 花や緑で工夫を凝らし、人々に潤いと安らぎを与えている住宅や事業所等、民有地緑化を推進している団体等
- (2) 駅、公園、道路等公共公益施設で緑化活動をしている団体等
- (3) 京都市の緑化施策及び緑化推進等において協力している団体等

### (表彰の基準)

第3条 表彰の対象となる基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する団体等であり、その活動を3年（個人にあっては5年）以上行っていること。
- (2) 活動の内容が特に優れ、緑化推進の模範となっている場合は、前号の規定に関わらずこれを表彰することができる。

### (表彰の内容)

第4条 表彰は、市長が被表彰者に感謝状等を贈呈することにより行う。

なお、表彰に当たっては、その内容を公表する。

### (表彰の期日)

第5条 表彰は、都市緑化月間（毎年10月1日から10月31日まで）に行う。ただし、特別の事情があるときは、随時行うことができる。

### (補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

#### (関係要綱の一部改正)

- 2 京都市公園愛護団体等表彰実施要綱の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「並びに都市緑化」を削る。

# 京都市都市緑化推進功労者表彰 募集及び選考要領

制定 平成23年4月7日

改正 平成24年5月21日

## 1 目的

この要領は、京都市都市緑化推進功労者表彰実施要綱に規定する表彰に関し、必要な事項を定めるものである。

## 2 表彰件数

表彰件数は、京都市都市緑化推進功労者表彰実施要綱第2条に規定する活動等を実施する団体及び個人のうちから、4件程度を選考する。

## 3 募集方法

募集方法は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) チラシ等配布物の区役所等への配架による一般募集
- (2) ホームページへの掲載による一般募集
- (3) 本市関係部署等への照会
- (4) その他

## 4 個人の応募について

(1) 原則として、個人の応募は他薦によるものとする。推薦者の例は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ア 街路樹サポーターが存在する道路で活動する個人の場合は、その会長等
- イ 公園愛護協力が存在する公園で活動する個人の場合は、その会長等
- ウ 住宅地等で活動する個人の場合は、活動地域の自治会長等

(2) 団体に所属する個人の応募について

街路樹サポーターや公園愛護協会など、緑化活動を行っている団体に所属している個人の応募があった場合は、その所属団体を表彰することを基本とする。個人として表彰する場合には所属する会の会長からの推薦を条件とする。(会長個人を表彰する場合は、会に所属する2名以上の会員からの推薦とする。)

## 5 選考の基準

選考に当たっては、次の各号に掲げる内容等に鑑み行うこととする。

- (1) 年数
- (2) 公開性
- (3) 視認性
- (4) 規模
- (5) デザイン性
- (6) 独創性
- (7) 発展性
- (8) 活動頻度
- (9) 活動人数

(10) 関係部署の推薦状

(11) その他

## 6 選考方法

選考方法については、次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 選考実施主体

選考は、京都市都市緑化推進協議会が行うこととする。

### (2) 審査

審査は原則として書類審査とするが、必要に応じてヒアリング及び現地調査による審査を実施する。

## 7 被表彰者の決定

被表彰者（受彰者）は、京都市都市緑化推進協議会の意見を聞いて市長が決定する。

## 8 その他

(1) 道路を不法占用するなどの、法律に抵触する活動は選考の対象外とする。

(2) 過去に本制度で表彰されていない団体、または個人を表彰する。

(3) 選考の結果、該当者がないと判断した場合、表彰を見送ることができる。

### 附 則

この選考要領は、平成23年4月7日から実施し、平成23年度の京都市都市緑化推進功労者表彰について適用する。

### 附 則

この選考要領は、平成24年5月21日から実施し、平成24年度以降の京都市都市緑化推進功労者表彰について適用する。